

処分した一般廃棄物(規則第4条の5の2第1号イ)

種類: 燃やせるごみ

(単位:t)

数量:	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1号炉	1,175.92	885.79	1,197.47	650.07									3,909.25
2号炉	741.39	1,221.98	404.54	1,208.45									3,576.36
計	1,917.31	2,107.77	1,602.01	1,858.52									7,485.61

ばいじん除去の実施状況(規則第4条の5の2第1号ハ)

ガス冷却室

1号炉		R4.5.16		R4.7.25								
2号炉	R4.4.13		R4.6.16									

ろ過式集じん器

1号炉		R4.5.18		R4.7.23								
2号炉	R4.4.15		R4.6.8									

※ 表の日付は、休炉時に実施したガス冷却室又はろ過式集じん器の清掃日です。ガス冷却室のばいじん除去は「毎日」、ろ過式集じん器のばいじん除去は「連続」で実施しています。

排ガス等の測定結果①(規則第4条の5の2第1号ロ、ニ)

測定位置: 別紙図面のとおり

【1号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目
採取年月日	-	-	
測定結果の得られた日	-	-	
ダイオキシン	0.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	

測定頻度: 年に1回以上

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
採取年月日	-	-	R4.4.26			
測定結果の得られた日	-	-	R4.5.31			
ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> 以下	g/m <sup>3</sup> N	<0.0037			
硫黄酸化物	20ppm以下	ppm	<0.33			
窒素酸化物	150ppm以下	ppm	130			
塩化水素	20ppm以下	ppm	<1.4			

測定頻度: 6か月に1回以上

備考: 酸素濃度12%補正値を記載しています。

【2号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目
採取年月日	-	-	R4.5.25
測定結果の得られた日	-	-	R4.6.30
ダイオキシン	0.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.060

測定頻度: 年に1回以上

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
採取年月日	-	-	R4.5.25			
測定結果の得られた日	-	-	R4.6.30			
ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> 以下	g/m <sup>3</sup> N	<0.0035			
硫黄酸化物	20ppm以下	ppm	<0.33			
窒素酸化物	150ppm以下	ppm	94			
塩化水素	20ppm以下	ppm	<1.3			

測定頻度: 6か月に1回以上

備考: 酸素濃度12%補正値を記載しています。

排ガス等の測定結果②(規則第4条の5の2第1号ロ)

測定位置: 別紙図面のとおり

【1号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
測定日	-	-	R4.4.26			
燃焼室燃焼ガス温度	800℃以上	℃	832			
集じん器入口の燃焼ガス温度	200℃以下	℃	195			
排ガス中の一酸化炭素濃度	50ppm以下	ppm	6			

【2号炉】

測定項目	自主基準値	単位	1回目	2回目	3回目	4回目
測定日	-	-	R4.5.25			
燃焼室燃焼ガス温度	800℃以上	℃	852			
集じん器入口の燃焼ガス温度	200℃以下	℃	190			
排ガス中の一酸化炭素濃度	50ppm以下	ppm	6			

備考: ばい煙測定日の平均値を記載しています。連続測定値の記録は、施設に備えています。

一酸化炭素濃度の自主基準値は、設計基準値です。